

北海道地域リハビリテーション支援体制推進事業実施要綱

第1 事業の目的

この事業は、地域リハビリテーションが、高齢者や障がい者及び難病患者等の支援のために重要であることから、地域が主体となり保健、医療、福祉、介護が連携し、生活等の場において、必要とする住民に対し適切なリハビリテーションサービスが提供されるよう支援することを目的とする。

第2 事業の実施主体

北海道

第3 事業内容

1 北海道リハビリテーション支援センター

道は、必要に応じ関係機関の意見を聴いて、地域リハビリテーションを推進するための支援として、以下に掲げる事業を実施するものとする。

(1) 地域リハビリテーション広域支援センターへの支援

地域リハビリテーション広域支援センターに対して、人的・技術的支援及び新たなリハビリテーションの情報提供等を行う。

(2) リハビリテーションの調査・研究・情報提供

地域リハビリテーションの支援に資するため、全国地域リハビリテーション支援事業連絡協議会に加入して情報収集を行い、地域に必要な情報を提供するとともに、必要に応じ地域におけるリハビリテーションの実施体制等に関する調査を実施する。

(3) 関係団体、関係機関との連絡・調整

関係団体、医療機関（救急医療実施医療機関を含む。）、福祉施設及び介護保険施設等との連携を密に行い、必要な連絡調整を実施する。

2 地域リハビリテーション広域支援センター

保健所は、地域の実情に応じて、その地域に必要な以下に掲げる事業等を実施する地域リハビリテーション広域支援センターを指定することができるものとし、その運営に参画する。

(1) 地域における関係団体・関係機関等のリハビリテーション関係者によるリハビリテーションを推進するための連携体制の構築

(2) 他システムの関係機関との連絡調整及びコーディネート

(3) 人材育成及び普及啓発活動

(4) 予防的リハビリテーションの推進

(5) その他、地域におけるリハビリテーションの推進に資する事業

第4 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月12日から施行する。

一部改正 平成19年4月1日

一部改正 平成20年3月31日

一部改正 平成24年3月31日

一部改正 平成27年3月31日